

eL TAX プレ申告データの送信開始について

長崎県では、令和5年4月送付分より、現在郵送している申告書用紙と併せてプレ申告データの送信を開始いたします。どうぞご利用ください。

対象法人

eL TAX利用届出を提出した法人

対象申告

予定申告・確定申告

送信時期

予定申告: 事業年度開始日から6月を経過する日の属する月の翌月20日頃

確定申告: 事業年度終了日の属する月の翌月20日頃

プレ申告データとは

前年申告の内容等をもとに、一部の項目があらかじめ設定されている申告データのことです。現在申告時期に事前郵送している申告書用紙(法人名や既納付額が印字されている用紙)のデータ版になります。

ご案内

令和5年8月末現在、長崎県では80%以上の法人様に、eL TAXによる電子申告をご利用いただいております。

eL TAXでは、電子申告に連動した電子納税(登録口座から引き落とし、複数自治体への一括納税)も可能です。

[電子申告・電子納税をぜひご利用ください。](#)

エルタックス

検索

※プレ申告データのダウンロード方法及び電子納税の利用方法等詳細は、eL TAXホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

長崎県総務部税務課

TEL095-895-2215(直通)

長崎振興局税務部法人課税課

TEL095-822-3105(直通)

(R5.12)

eLTAxプレ申告データの送信に伴う注意事

1. プレ申告データの受取方法

プレ申告データは、eLTAxのメッセージボックスに送信しますので、メッセージによりご確認いただき、ダウンロードしてご利用ください。

なお、プレ申告データの送信後に電子証明書差替や利用者情報変更の手続きを行うと、ポータルセンターの基本情報データが更新されることにより、プレ申告データが消去されますのでご注意ください。

※ダウンロードの方法については、eLTAxホームページをご覧ください。

2. プレ申告データが届かない場合

eLTAxの利用届を提出していても、eLTAxで申告をしたことがない場合や商号変更及び関与税理士の変更等によりeLTAxの利用者IDが複数ある場合等は、プレ申告データが送信されないことがあります。その場合は申告用紙に記載された税額をご参照ください。

また、決算期の変更があった場合や長崎県内の事業所の設置・廃止のタイミングによってはプレ申告データが送信されないことがあります。

プレ申告データは申告の参考となるよう送信しておりますので、eLTAxが利用できる環境であればプレ申告データがなくても電子申告による申告は可能です。

3. 予定申告税額について

データ送信した予定申告税額は以下の場合、本来申告すべき税額と異なる場合がありますので、ご申告の際には前年度確定申告書の控え等で税額をご確認願います。

- 事業年度開始の日から6月を経過する日の直前に、前年度の確定申告にかかる修正申告書の提出や更正があり、税額に変更があった場合
- 合併があった場合
- グループ通算制度加入初年度の場合等

予定申告のプレ申告データは前年度の法人県民税税割の課税標準額（法人税額）が20万円を超えている場合に送信しております。申告の義務がない場合、送信したプレ申告データについては読み捨ていただくか、不要な部分を削除してご利用いただけますようお願いいたします。

なお、収入金課税法人及び外形標準課税法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税及び特別法人事業税について、必ず中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）が必要です。